

○申込締切

平成22年4月末頃

◎問い合わせ先

教育委員会社会教育課

☎(86) 1111

内線2233

遊漁船業務主任者講習会

県では、遊漁船業務主任者講習会を開催します。

遊漁船に乗務して利用者の安全の確保、漁場の選定など定められた業務を行うために、遊漁船業の適正化に関する法律で遊漁船業務主任者の選定が義務付けられています。

遊漁船業務主任者として乗船する場合は、講習を受ける必要があります。以前、受講された講習の修了証明書の交付期日が、平成17年1月2日から平成18年1月1日の人は、平成22年12月31日までに再度受講しなければなりません。

○開催日・場所・定員

・5月11日(火)

鹿児島県民交流センター

30人

・8月20日(金)

鹿児島県民交流センター

30人

・12月3日(金)

県庁会議室

20人

○時間

午後1時～午後5時

○講習内容

遊漁船の適正化に関する法律の趣旨、遊漁船業務主任者の職務等、遊漁船業の安全操業について、漁場の利用について

○申し込み方法

講習会開催日の7日前までに、受講手数料(県収入証紙6千円分)を添付した受講申込書を県庁水産振興課へ提出

○テキスト

遊漁船業務主任者講習会テキスト(社団法人全国遊漁船業協会)を個別に購入。講習会当日、テキストがない場合は受講不可

○他の講習会

県主催のほか、鹿児島海技免許センターが主催する講習会があります。同セン

ターへ☎099(224)

6180へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

県林務水産部水産振興課

☎099(286)3439

循環型社会の形成を目指して

産業廃棄物税は、循環型社会の形成を目指して、産業廃棄物のなお一層の排出抑制や減量化、再生利用などを促進するための税です。

○税の概要

産業廃棄物を排出される事業者は、最終処分場や焼却施設に搬入される産業廃棄物について、処理料金のほかに産業廃棄物税を最終処分業者または焼却処理業者に別途支払う必要があります。

・最終処分場に搬入する場合
1,000円/t

・焼却施設に搬入する場合
800円/t

○焼却以外の中間処理を経て最終処分場または焼却施設に搬入される場合は、中間

処理業者が納税義務者となり、税を負担する中間処理業者は処理料金に税相当分を上乗せして、排出事業者に請求することになります。

○自ら最終処分や焼却処理をする場合は、直接、県に申告納税していただきます。

○税収の使い道

・産業廃棄物の排出抑制設備等の導入助成
・リサイクル技術の研究開発
・事業化の支援
・不法投棄対策の強化
・公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備推進
・適正処理、リサイクルについての普及啓発 など

▽問い合わせ先

・税額や納税方法については県庁税務課

☎099(286)2202

・税収の使い道については県庁廃棄物・リサイクル対策課

☎099(286)2594